

4 高幼保第 263 号
令和 4 年 10 月 5 日

各市町村保育主管課長 様
各市町村幼稚園主管課長 様
各市町村認定こども園主管課長 様

高知県教育委員会事務局幼保支援課長

処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の取扱いについて（通知）

平素は本県の小学校就学前教育・保育行政にご協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、本県（中核市を除く。）における取扱いを別添要領のとおり定めましたので、内容をご確認いただくとともに、貴管内の特定教育・保育施設へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本要領につきましては、国から今後示される通知等を踏まえ必要な改正を行う場合があることを申し添えます。

高知県教育委員会事務局幼保支援課
運営支援担当 山岡、黒石
TEL：088-821-4910
E-Mail：311601@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県 処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の必須化後の取扱いについては、国が示す通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和3年9月2日付け府子本第897号・3初幼教第11号・子保発0902第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・（認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）（以下、「処遇改善等加算通知」という。）のほか、この要領のとおりとする。

1 保育所・地域型保育事業所

(1) 修了すべき研修分野及び対象者

保育所・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）の研修修了要件（以下「修了要件」という。）として、修了すべき研修分野及び対象者（職位）は以下のとおりとする。

研修分野	研修時間	対象者（職位）		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修		3以上の研修分野	4以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
①乳児保育	15時間以上			
②幼児教育	15時間以上			
③障害児保育	15時間以上			
④食育・アレルギー対応	15時間以上			
⑤保健衛生・安全対策	15時間以上			
⑥保護者支援・子育て支援	15時間以上			
マネジメント研修	15時間以上	必須		

対象者（職位）は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（令和3年7月16日付け府子本第772号、3文科初第691号、子発0716第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）第5の2ケ i 及び ii によるものとする。

なお、保育所等における職位の発令が、修了要件で示す職位のいずれに当たるかを明確にすること。

また、副主任保育士等の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しておくこと。

副主任保育士が令和元年度までに修了した「保育実践研修」については、専門分野別研修の一つとして取り扱うことができる。

専門リーダーまたは職務分野別リーダーが令和元年度までに修了した「保育実践研修」及び「マネジメント研修」は、専門分野別研修の一つとして取り扱うことができる。

(2) 修了要件に該当する研修

ア 保育士等キャリアアップ研修

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は各都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。高知県教育委員会が実施する当該研修は、高知県教育委員会事務局幼保支援課 HP に記載する。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/2022031100281.html>)

イ 幼稚園教諭免許状更新講習

大学等が文部科学省の認定を受けて実施する幼稚園教諭免許状更新講習のうち、ガイドラインの「ねらい」と「内容」を満たした内容で同一分野を 15 時間以上修了した場合のみ、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなすことができる。

ウ 園内研修

保育所等が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（保育所等）」という。）について、下記の（ア）から（ウ）までの要件を研修毎に満たすものとし、研修初日の 1 か月前までに高知県教育長（以下、「教育長」という。）に別紙様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。教育長は、提出のあった申請により要件を満たしていることを確認した場合は、別紙様式第 2 号による認定通知書により、認定を行う。

なお、認定の効力は、認定を行った研修のみとする。

（ア） 研修内容

園内研修（保育所等）の内容は、ガイドラインに定める、「保育実践」を除く研修分野の「ねらい」と「内容」を満たした内容であること。

（イ） 研修の講師

指定保育士養成施設の教員、十分な知識及び経験を有すると教育長が認める者（高知県幼保支援アドバイザー等）であること。

(ウ) 研修修了者

園内研修（保育所等）を実施する保育所等において、明確に特定でき、認定を受けた研修修了の証明が可能であること。なお、保育所等は、別紙様式第3号により研修修了を証明する書類を作成し、当該年度の加算Ⅱの認定申請時に、添付書類として教育長に提出しなければならない。

(エ) 研修の取り扱い

上記（ア）から（ウ）までの要件を満たし認定を受けた園内研修（保育所等）を4時間以上実施した場合は、対応する研修分野の研修に関して、1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

2 幼稚園・認定こども園

(1) 修了すべき研修内容及び対象者

幼稚園・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）における加算Ⅱの修了要件として、修了すべき研修内容及び対象者（職位）は以下のとおりとする。

実施主体	研修内容	対象者（職位）（注3）		
		中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
都道府県又は市町村	幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的として実施する研修	合計60時間以上（15時間以上のマネジメント分野に係る研修を含むこと）。	合計60時間以上	合計15時間以上（担当する職務分野に対応する分野を含むこと）。
県が認める団体・個人				
大学等				
各施設	うち園内研修	15時間以内の範囲で上記時間を含めることができる。		4時間以内の範囲で上記時間を含めることができる。

(注3) 1 (1) (注1) に準ずる。

(2) 修了要件に該当する研修

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）が行う研修

修了要件に該当する研修の例は以下のとおり。なお、都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）（以下「市町村等」という。）が実施する研修については、下記（ア）及び（イ）に合致するものを対象とする。

(ア) 保育士等キャリアアップ研修（注4）

保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修は、中核リーダー及び専門リーダーに限り対象とできる。また、保育実践研修については、1 (1) (注2) の取扱いに準ずる。また、保育所等のように必ずしも各分

野 15 時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができる。

(イ) 子育て支援員研修（「基本研修」及び「専門研修地域保育コースのうち共通科目部分」に限る。）

(注4) 幼稚園の職員については、「乳児保育」分野及びその他の保育所等に係る内容に特化した研修、また、保育実践研修は対象の研修とならない。

イ 県が認める団体・個人が行う研修

高知県教育委員会が実施主体として認めた団体・個人については、高知県教育委員会事務局幼保支援課 HP に掲載する。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311601/2022091600042.html>)

ウ 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。）

対象とする研修の例は以下のとおり。

・ 幼稚園教諭免許状更新講習

小学校教諭の免許状を持っている教諭が、小学校の内容に特化した更新講習を修了した場合等研修内容として適さないものを除く。

エ 園内研修

幼稚園等が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（幼稚園等）」という。）については、下記の（ア）から（ウ）までの要件を満たすこと。

(ア) 対象となる園内研修（幼稚園等）の要件

- ① 研修の講師が、研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると教育長が認める者（高知県幼保支援アドバイザー等）であること。
- ② 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ③ 研修修了者が明確に特定されており、園内研修（幼稚園等）を実施する幼稚園等において研修修了の証明が可能であること。

(イ) 園内研修（幼稚園等）の手続き

- ① 幼稚園等は、実施する園内研修（幼稚園等）の研修内容が修了要件を満たすか疑義がある場合は、あらかじめ教育長と協議するものとする。
- ② 幼稚園等は、加算Ⅱの認定申請時に、「園内研修（幼稚園・認定こども園）実施状況報告書」（別紙様式第4号）を教育長に提出する。

(ウ) その他

研修修了時間数については、休憩等を除く実研修時間とする。

3 その他共通事項

- (1) 修了要件の確認については、加算Ⅱの認定申請時の添付書類として、加算Ⅱ対象者ごとに、研修修了履歴一覧（別紙様式第5号、別紙様式第6号）に、研修の修了証明の写しを添付して、教育長に提出しなければならない。
なお、研修の内容が要件を満たさない場合や内容を確認できない場合には、認められない場合があること。
- (2) 処遇改善等加算通知のⅣについては、1（2）または2（2）に定める研修（園内研修を除く。）と内容が同等であると認められ、修了証明書等で研修の修了が適切に確認できる場合は、修了要件を満たす研修とする。
- (3) 中核市所在の園については、当該市の取扱いによる。
- (4) 加算Ⅱの申請を行う施設においては、加算対象者が修了した多様な研修の修了状況を把握し、適切に管理すること。
- (5) 職員自身の異動・転職等の可能性を考慮し、職員個人が自身の研修修了履歴に係る記録を取っておくことが望ましい。